

氏名	一般社団法人 電子情報技術産業協会
意見	<p>■該当箇所 1 ページ・下から 8 行目 他</p> <p>■意見 全般に文章が難解だが、特に 1 (2) の表記が分かりにくい。 例えば、「法」を予め前文で定義した上で、以下のように表記すると分かりやすくなるのではないか。</p> <p>(2) 個人情報取扱事業者が保有する「加工方法等情報」の漏えい (なお「加工方法等情報」とは、以下の情報をさす</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号（特定個人情報に係るものを除く。）</li><li>・法第 36 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報）</li></ul> <p>■理由 原案では 1 文が長すぎ、法律の専門家ではない一般人の読解力では、正しく理解することが困難な文章となっているため。</p> <hr/> <p>■該当箇所 3 ページ・「(2) 報告を要しない場合」</p> <p>■意見（賛同） 官庁等への報告を要しない軽微基準の明確化については、2005 年 4 月の現行法全面施行以来、JEITA としても再三にわたり要望してきたところであり、このたび、委員会告示として明確化されたことは、強く賛同する。 今後とも、認定個人情報保護団体を含めて過剰な報告義務を事業者に対して課す事がないようご指導いただくことを要望する。</p> <p>■理由 従来省庁ガイドラインでは、主務大臣に報告を要しない軽微基準が明確でなかったり、場面が極めて限定されていたりして、事業者側にとって過重な負担となっていた。 今回、明示された軽微基準は、本人の権利履歴の侵害につながるリスクがほとんどない事例に限られており、極めて妥当な基準であると考えられるため。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>